

京都市動物園条例の一部を改正する条例（平成23年3月18日京都市条例第47号）（動物園）

京都市動物園の施設の整備に関する事業の実施に伴い、飛行塔を廃止することとしました。

この条例は、平成23年3月18日から施行することとしました。

京都市動物園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月18日

京都市長 門川大作

京都市条例第 47 号

京都市動物園条例の一部を改正する条例

京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

第7条中「，構内地又は飛行塔」を「又は構内地」に改める。

別表第2 構内地の項及び飛行塔の項を次のように改める。

構 内 地	1 平方メートルにつき 1 月	350
-------	-----------------	-----

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(動物園)